

## 再生可能エネルギー固定価格買取制度の見直しについて

日本商工会議所  
平成26年11月5日

**1. 基本的視点**

- (1) 再生可能エネルギーの導入推進と国民負担の抑制を最適な形で両立すること
- (2) 国民負担とその負担による効果について国民に説明し、許容可能な国民負担の程度について合意を得ること
- (3) 許容可能な国民負担の範囲内で、より安価で安定的な電源から導入を推進していくこと

**2. 政省令・告示の改正や制度運用の見直しによる改善措置****(1) 買取価格決定後一定期間内の運転開始の義務付け**

買取価格が設備認定時または接続申込の受領時となっている一方で、運転開始時期に関する制限が一切ないことが、非住宅太陽光が急拡大するとともに、設備認定量と導入量が著しくかい離している要因と考えられる。このため、買取価格の決定後一定期間内の運転開始を義務付けるべきである。

**(2) 場所及び設備の確保に関する確認の徹底**

平成26年4月以降、認定に係る場所及び設備の確保の有無が確認されており、過年度認定案件についても400kW以上の設備に限って同確認のための報告徴収が行われている。場所及び設備の確保は本来認定要件にあたるものであり、同措置の実施は適切である。ただし、報告徴収対象外である400kW未満の事業者も平成25年度分だけで1615万kW(36.4%)と大きな規模、割合を占めており、同措置を実施する必要がある。

**(3) 設備認定後の事業進捗状況に関する管理監督責任の明確化**

現在の制度運用では経済産業省による設備認定と電力会社による接続審査・契約等の手続きが別々に行われており、認定後に事業が進捗していない等の認定後の状況が把握されていない。こうした状況について、経済産業省が把握し、必要な措置を速やかに検討、実施できるよう、管理監督の責任、権限を明確化すべきである。

**(4) 変更届で認められる範囲の限定**

発電設備の所有者の変更が変更届で認められているため、「転売」が繰り返され、運転を開始しない事例が発生している。また、認定を受けた後の大幅な増設が変更届で認められているため、本来受けるべき買取価格より、高い買取価格の権利を得る事例が発生している。こうした制度の趣旨を逸脱する事例が生じないように、変更届で認められる範囲を限定すべきである。

#### (5) 低圧案件に関する規制の厳格化

現在、50kW未満の低圧案件については、接続可能性の審査、審査料が不要であること、技術基準の維持や主任技術者の専任等の保安規制が免除されること、実際に工事費等が必要な場合も電力会社負担が原則であるため負担を回避できること等、50kW以上の案件より、コスト負担を回避できる仕組みとなっている。そのため、故意に案件を分割して申請する事例が発生しているが、こうした事例は脱法行為として規制すべきである。

#### (6) 非住宅太陽光に偏った認定状況の是正

非住宅太陽光が平成26年6月末までの認定量の約92%、賦課金額の約82%を占める一方で、地熱や水力等のより安価で安定的な電源の導入が伸び悩んでいる。より安価で安定的な再エネ電源の導入を優先し、非住宅太陽光の増加を制限する必要がある。

### 3. 調達価格等算定委員会における査定の適正化

- (1) 導入量や国民負担の状況を十分に勘案するべきである。
- (2) 最も効率的な事業の行う者の費用、利益を参考とする、国際価格を参考とする等、トップランナー方式の査定を行うべきである。
- (3) コストデータ・利益データの調査方法についてエビデンスの提出を義務付けるなど信頼性を高めるとともに、データの分析についてもより厳格に行うべきである。
- (4) 特措法第36条（資料提出その他の協力）を踏まえ、幅広く関係者、専門家の資料提出、会議出席等による協力を求めるべきである。
- (5) 特措法附則第7条に定める事業者の利潤に特に配慮する期間について3年間で終了することから、平成27年度の買取価格は、同配慮（IRRを1～2%上乗せ）を行わずに決めるべきである。
- (6) 平成27年3月に任期を迎える調達価格等算定委員会委員の選定にあたっては、査定能力を有する者を委員とすることはもとより、中小企業を含む産業界の電力ユーザーの立場の委員を加えるべきである。
- (7) 特措法第3条第1項を踏まえ、平成27年度の価格改定については、半期ごとに行うべきである。

### 4. 再生可能エネルギー特別措置法の見直し

- (1) 固定価格買取制度は、再生可能エネルギーによって発電される電気の買取価格・買取期間を決め、電力会社に原則として全量買取を義務付けるものであり、導入量、再エネ電源毎の適切な割合や国民負担額をコントロールすることが難しい制度であるため、前述した改善措置等にとどまらず、特措法の抜本的な見直しを行う必要がある。
- (2) 諸外国の状況を参考として、RPS制度への回帰を含め現行の固定価格買取制度の枠組みにとらわれることなく、望ましい再生可能エネルギー導入推進策の在り方について再検討すべきである、
- (3) エネルギーミックス、及びエネルギーミックスと表裏一体の関係にある地球温暖

化対策に関する検討結果を踏まえ、導入量（累積、一定期間、電源毎等）や国民負担額に関する見通し及び上限値を設定すべきである。

- (4) 再生可能エネルギー導入推進の目的は、①温室効果ガス削減、②エネルギー自給率向上（輸入化石燃料を代替）であることを再確認すべきである（注）。また、これらの目的達成のための費用対効果（例えば、CO<sub>2</sub>排出量を1トン削減するために要する費用等）について、再生可能エネルギー電源種別毎に比較検討すること、および再生可能エネルギー以外の対策と比較検討することが必要である。
- (5) 系統安定化やコスト低減に資する技術革新が中長期的に再生可能エネルギーの導入を推進していくために最も重要であり、技術開発を促進する仕組みとするべきである。
- (6) 必要に応じて、部分的な法改正を先行させることも検討すべきである。

（注）例えば、第4次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーについて「現時点では安定供給面、コスト面で様々な課題が存在するが、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源」と位置付けている。

## 5. 系統制約問題に関する考え方

- (1) 系統ワーキンググループが再生可能エネルギーの接続可能量の検証、接続可能量の拡大方策について検討・審議を行うこととなっている。接続問題については、設備増強、それに伴うコスト、時間が最も重要な問題である。3E+Sのバランスのとれた計画的な導入を国民負担の抑制と両立を図りながら推進していくための基礎となる科学的な検討結果が出されるよう期待したい。
- (2) 系統接続の可能量を見極める技術的な側面は重要だが、中小企業や家庭における費用負担限界から再生可能エネルギー導入量を算定することをはじめ、多面的なアプローチが必要である。技術的に可能であるからと言って、国民負担や費用対効果を考慮せずに接続量を増やすことは認められない。まず、系統対策費用・蓄電池設置費用、調整電源費用などの精査と開示が必要である。
- (3) 検討・審議にあたっては、電圧・周波数の安定、停電の回避等の品質、安全性の観点も重要である。

以上